

さ情審査答申第195号
令和2年11月27日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成29年9月5日付けで貴職から受けた、「大門2丁目再開発事業に関する行政情報（覚書を含む）会議開催の案内は除く」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年4月14日付け都行報第42号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分に対する審査請求は、審査請求の利益がないものと認められる。

よって、本件審査請求は却下されるべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により本件処分は無効。

施設整備チェックシート届出書に対する都市経営戦略会議からの回答文が特定されていない。同会議要綱に基づき回答文が作成されていると思われる。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のように説明している。

- 1 審査請求人が平成29年3月22日付で開示請求を行った行政情報は、「大門2丁目再開発事業に関する行政情報(覚書を含む)会議開催の案内は除く」であり、行政情報一部開示決定を行った。
- 2 審査請求人の「施設整備チェックシート届出書に対する都市経営戦略会議からの回答文が特定されていない。同会議要綱に基づき回答文が作成されていると思われる」との主張について、次のとおり反論する。
 - (1) 施設整備チェックシート届出書及び回答に関する庁内の制度について審査請求人が指摘する「施設整備チェックシート届出書」に関する制度は次のとおりである。
 - ア 平成24年6月に策定したさいたま市公共施設マネジメント計画により、施設整備については、事前の計画段階において、施設の所管部門と公共施設マネジメント部署とが協議を行うこととしている。
 - イ アで定めた公共施設整備事前協議制度の具体的な運用については、年度ごとに都市戦略本部長から各局長等宛に通知を発出し、詳細を定めている。本件処分において特定した「施設整備チェックシート届出書」については、平成27年7月14日付け都市戦略本部長通知「平成27年度における公共施設整備事前協議制度について(通知)」(以下「本部長通知」という。)によるものである。したがって、審査請求人の主張中、「施設整備チェックシート届出書」に対して回答するのは「都市経営戦略会議」ではなく「都市戦略本部長」であり、また、回答文が作成される根拠は、「同会議要綱」ではなく、イで示した本部長通知である。そこで、審査請求人の主張は、「施設整備チェックシート届出書に対する都市戦略本部長からの回答文が特定されていない。本部長通知に基づき回答文が作成されていると思われる」と解し、次項にその反論を述べる。
 - (2) 施設整備チェックシート届出書に対する回答文の存否について
 - ア 公共施設整備事前協議制度の趣旨は、事前協議を通じて、当該施設整備について、必要性・配置、規模・機能、コスト・事業性及び公共施設マネジメント計画との整合性の視点でチェックすることである。
 - イ 大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業(以下「再開発事業」という。)における市民会館おおみや機能移転については、平成25年9月3日都市経営戦略会議に付議されており、その会議において、市民会館おおみやのホール機能及び新たなコミュニティ機能を導入していくことの説明がされ、公共施設に導入するホール機能とコミュニティ機能の役割分担を再度検討の上、都市経営戦略会議に付議するよう所管局に指示がなされた。

ウ 上記指示に基づき、導入する公共施設の内容を精査し、再度、平成27年9月11日都市経営戦略会議に付議された。

エ 所管局長であるスポーツ文化局長は、本部長通知に基づき、平成27年9月9日付けで、「施設整備チェックシート届出書」を提出した。

オ イ及びウのとおり、再開発事業における市民会館おおみや機能移転については、都市経営戦略会議において複数回議論されている案件であり、アで示したチェックについては、都市経営戦略会議の場で行われている。また、導入する公共施設の内容については都市経営戦略会議の場で議論する旨の指示が平成25年9月3日の段階でなされている。そのため、行財政改革推進部としては、公共施設整備事前協議制度の目的は、都市経営戦略会議の付議により既に果たされていると考え、当該「施設整備チェックシート届出書」を受け取るにとどめ、回答文は作成していない。したがって、「施設整備チェックシート届出書に対する都市戦略本部長からの回答文」は、存在しない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年3月22日に開示請求を行った「大門2丁目再開発事業に関する行政情報（覚書を含む）会議開催の案内は除く」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、4件の文書を特定し、条例第7条第2号に該当する個人の氏名及び印影を除いて開示する決定を行ったところ、施設整備チェックシート届出書に対する都市経営戦略会議からの回答文が作成されていると思われるとの主張から、処分の取消しを求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

(1) 審査請求人は、誤った文書特定の瑕疵により本件処分は無効、都市経営戦略会議からの回答文が特定されていない。同会議要綱に基づき回答文が作成されていると思うという理由で本件処分の取消しを求めている。

これに対して実施機関は、再開発事業における市民会館おおみや機能移転については、都市経営戦略会議において複数回議論されている案件である。また、導入する公共施設の内容については都市経営戦略会議の場で議論する旨の指示が平成25年9月3日の段階でなされている。そのため、行財政改革推進部としては、公共施設整備事前協議制度の目的は、都市経営戦略会議の付議により既に果たされていると考え、当該「施設整備チェックシート届出書」を受け取るにとどめ、回答文は作成していない

ため、開示した文書の他には存在しないとの主張である。

(2) この主張に不自然・不合理な点は認められず、他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しないので、開示した文書以外は存在しないと認められる。

(3) よって、実施機関は審査請求人の請求に対して、保有する本件対象行政情報を全部開示しているので、本件審査請求は、審査請求の利益がない申立てであるので却下されるべきである。

3 以上の次第であるから、本件審査請求は、審査請求の利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年 9月 5日	諮問の受理（諮問第481号）
②	令和2年 10月15日	審議
③	令和2年 11月19日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)